

名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会 報告書骨子案

1 名古屋議定書について

- (1) 議定書採択の経緯
- (2) 議定書の概要
- (3) 議定書の締結の意義
- (4) 議定書の締結状況
- (5) 主要先進国における国内措置の検討状況 (EU 等)

2 名古屋議定書で求められている措置 (概要)

3 国内における遺伝資源の保全及び利用とそれから生じる利益の公正かつ衡平な配分の現状

- (1) 利用国としての現状
- (2) 提供国としての現状 (コレクション、既存法制度等)

4 名古屋議定書に対応した国内措置のあり方

(1) 遵守に関する国内措置 (基本的な考え方)

- ・ 提供国の ABS 法令等を遵守した適正な利用の確保
- ・ 提供国からの信頼を確保し、国内利用者による遺伝資源等の円滑な取得に貢献
- ・ バイオパイラシー等の謂われのない非難を防止
- ・ 国内の関係者から支持され、かつ、国際的にも合理的な説明が可能
- ・ 現実的かつ分かりやすく实际的
- ・ EU 等の主要先進国の国内措置との整合性の確保に留意

(2) 遵守に関する国内措置の適用の時期と範囲

- ・ 議定書が我が国で効力を発生後、議定書第 6 条 3 項を実施する締約国で取得されたもの
- ・ 遺伝資源等の利用の現状や既存の国際的な制度枠組み (ITPGR 等) との整合性の確保への配慮

(3) チェックポイント

- ・ monitoring の趣旨は、「適正に履行されていることの確認」
- ・ 利用者から収集する情報は、ABS-CH で扱う情報との整合を図りつつ、必要最小限のものとし、秘密の情報については保護
- ・ 特許や医薬品の承認審査等には影響を及ぼさない方法

(4) 不履行の状況への効果的な対処

- ・ 国際的に合理的な説明が可能な措置
- ・ 問題に対しては、まずは利用者には是正を求める措置

(5) 国内 PIC 制度

- ・ 現時点で、国内 PIC 制度が存在しないことによる顕著な弊害は未確認
- ・ 国内の利用者による遺伝資源の取得等を妨げ、国際競争力をそぐ懸念
- ・ 国内の遺伝資源は生息域外ではコレクションでの保存が進められ、生息域内では保護地域等で保全
- ・ 我が国の現状を踏まえると、伝統的知識の措置を講じる必要性は低い
- ・ 伝統的知識は尊重されるべきであるが、その定義が未定、制度運用上の実現性、実効性の確保に課題
- ・ 日本で取得された遺伝資源を証明する仕組みを検討する余地

(6) 普及啓発と適正利用の推進

- ・ 名古屋議定書に関する普及啓発を推進、業界ごとに相談窓口を設置